

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	B0127	火力発電用語—蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	Glossary of terms for thermal power plant— Steam turbines and auxiliary equipment of thermal and geothermal power plant	この規格は、火力発電で用いられる蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の用語について規定している。蒸気タービンは、脱炭素社会において地熱発電を始めバイオマス発電、太陽熱発電、水素又はアンモニアを燃料とするゼロエミッション火力発電などで不可欠とされる機器である。従来はアナログ部品が多く使われていたが、現在はデジタル部品が主流になっているとともに、新材料によって、従来よりも高温高压の蒸気を扱える蒸気タービンが開発されている。また、再生可能エネルギー主力電源時代に対応した高速起動・負荷追従性の高い蒸気タービン、さらには、高効率化した改良型タービンなどの技術開発についても進められている状況である。加えて、これまで主流であった汽力発電から、ガスタービンと組み合わせたコンバインドサイクル発電が主流になっているなどの技術進歩に対応して、JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)(対応国際規格は、IEC 60045-1)が2021年に改正されている。以上のような状況から、この規格を近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した規定内容とするために、改正する必要がある。	この規格の改正によって、現状の技術及び社会環境に即した規格とすることができ、蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の商取引等で共通の理解を促進することが期待できる。さらに、関連するJIS及び国際規格との整合によって、貿易拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)の2021年改正に伴う用語を、この規格へ反映する。 b) 近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した用語を追加する。 — 近年、発電関係者で使用されるようになった用語及び今後使用が広まることが想定される用語を火力発電以外についても、適用範囲の見直しも含めて検討する。 — 関連する他の用語規格(JIS B 0126、JIS B 0130、JIS B 8040など)との用語重複及び定義内容に矛盾がないか確認する。	—	—	無	第2条の該当号: 5(用語)  対象事項: 蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2021年10月
JSA	05 電気	改正	C0511-2	機能安全—プロセス産業分野の安全計装システム—第2部:JIS C 0511-1の適用指針	Functional safety— Safety instrumented systems for the process industry sector — Part 2: Guidelines for the application of JIS C 0511-1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プロセス産業分野においてソフトウェアによって安全を担保する機能安全に関するフレームワーク、システムなどの規格群の一つであって、プロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項を規定しているJIS C 0511-1(対応国際規格は、IEC 61511-1)に対するアセスメント手法を提供している規格で、IEC 61511-2を基に2008年に制定された。対応国際規格IEC 61511-2は、IEC 61511-1の機能安全に関する事項の詳細化、サイバー攻撃リスクに対するアセスメントの追加などの2016年改訂内容に対応した適用指針の変更、エンジニアリング業務に関する各種適用事例の追加などを行って同年に第2.0版として発行された。JISにおいても、国際規格と整合させ最新の技術レベルを反映するとともに、市場の実態に即した改正を行う必要がある。	この改正によって、JIS C 0511-1で規定するプロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項への理解が深まり、プロセス制御分野における機能安全のレベルが向上するとともに、国際規格との整合化を図ることで、貿易の障壁が解消されることが期待できる。	【主な改正点】 主な改正点は、次のとおり。 a) 適用範囲、引用規格、並びに用語の略号及び定義の各箇条を除き、全て附属書での記載とする。 b) JIS C 0511-1の安全計装システムのシステム・ハードウェア・ソフトウェアの要求事項を理解する上で不可欠の情報を、次のように附属書で規定する。ただし、この規格は、“指針”であるため、全て参考の附属書とする。 ・附属書Aにおいて、JIS C0511-1:2019の要求事項に対応した適用指針へ変更する。 ・附属書Bとして、ファンクションブロックを使用したアプリケーションプログラム作成事例を追加する。 ・附属書Cとして、非プログラマブル技術からプログラマブル電子技術への転換における検討事項を追加する。 ・附属書Dとして、配管計装図からアプリケーションプログラムを作成する方法の事例を追加する。 ・附属書Eとして、アプリケーションプログラミングの方法及びツール群を追加する。 ・附属書Fとして、ラダー言語を使用してアプリケーションプログラム開発する場合において安全ライフサイクルを説明するプロジェクト事例を追加する。 ・附属書Gとして、アプリケーションプログラム規定作成の手引きを追加する。	—	IEC 61511-2:2016	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法、使用方法)  対象事項: プロセス産業分野の安全計装システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年10月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	05 電気	改正	C61000-4-3	電磁両立性－第4-3部：試験及び測定技術－放射無線周波電磁界イミュニティ試験	Electromagnetic compatibility(EMC)－Part 4-3: Testing and measurement techniques－Radiated, radio-frequency, electromagnetic field immunity test	この規格は、無線周波を妨害源とするイミュニティ試験方法について規定している。 近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後9年が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-3では、次のような現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とするための改訂が2020年に行われた。 ・6GHzを超える無線通信システムに適用できない。 ・床置形機器に対する試験で床上80cm以下に照射される電界に関する規定がない。 ・試験する製品に接続するケーブルの配置方法が、明記されていない。 これらの問題点は、試験対象製品の制限、各試験所間での試験結果のばらつきの原因などとなること、及び最新の技術水準を反映した国際規格との整合を行うことで規定の充実化を図ることができることから、この規格の改正が必要である。	この改正によって、以下の効果が期待できる。 ・対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。 ・試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年及び将来の通信システムの高周波数化に対応するため、試験レベル上限周波数6GHzの記載を削除する。 ・床置形機器の評価方法をより明確にするため、試験セットアップ試験電界の定義である“電界均一エリア”の高さ規定を削除し、床置形機器の下方部分に照射する電界を定義できるようにする。 ・試験セットアップ(簡条7)について、試験する製品の接続ケーブルの処理法及び電界への曝し方を明確にし、試験所間のばらつきを小さくする。	—	IEC 61000-4-3:2020	IDT	第2条の該当号：4(試験方法)  対象事項： 電気・電子機器		法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、キ  欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2021年10月